

## V 要望事項

ヒアリング調査を行っていく中で、要望・意見が数多く寄せられた。これらの要望等は、本調査研究の文献調査や移行マニュアルを作成する過程において参考にした。

要望等は、1. 医療法人制度に係る要望事項、2. 税制に係る要望事項に大別され、その主な事項を記載する。

### 1. 医療法人制度に係る要望事項

#### (1) 制度の簡素化

社会医療法人、特定医療法人、特別医療法人、基金拋出型法人、一般の持分なし医療法人そして経過措置型医療法人（出資額限度法人、持分あり医療法人）と医療法人の類型が多岐にわたり、それぞれ要件が異なるなど制度が複雑となっている。

ヒアリングにおいて、医療法人制度が良くわからないという意見や理事長自身の制度理解が不十分と思われるケースがあった。

#### (2) 自治体ごとに異なる運用の統一

ヒアリングによると、ある自治体では社会医療法人を設立する際に、役員報酬の支給基準を定め閲覧等措置を講じればよいところを、特定医療法人と同様一人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないよう指導していたケースがあったという。また4疾病5事業を担う連携医療機関の医療計画への掲載・公示についても、自治体によって取り扱いが大きく異なっている。

#### (3) 4疾病5事業の拡大

持分なし医療法人への移行に際し医療法人に贈与税が課せられないためには、4疾病5事業を担う連携医療機関として医療計画に掲載・告示されていなければならない。つまり4疾病5事業を行っていない持分あり医療法人は、医療法人への贈与税課税なしに持分なし医療法人への移行はできないことになっている。透析を展開している持分あり医療法人等から、4疾病5事業以外でも贈与税が課せられないようにしてほしいという意見があった。

また社会医療法人の認定要件で、精神疾患に係る時間外等診療件数が人口1万人対7.5件以上であることとされているが、精神科救急入院料を算定する場合は時間外等診療件数にカウントできない。精神科病院を運営している医療法人からは、カウントできるよう制度化してほしいという意見があった。

## 2. 税制に係る要望事項

### (1) 社会医療法人並み要件の緩和

医療法人に贈与税が課税されることなく持分なし医療法人に移行するための要件として、同族等関係者が役員等の総数の1/3以下、法人関係者に対する特別の利益供与の禁止、法令違反等の事実なし、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上、医業収入が医業費用の150%以内、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準の明示等が定められているが、これらは社会医療法人とほぼ同様の要件となっている。

社会医療法人ほどの公益性を求められない中小病院や診療所に対して、贈与税課税の要件緩和についての意見があった。

### (2) 相続税の納税猶予

持分あり医療法人における障害要因として出資持分放棄への抵抗が数多く上げられている。また持分なし医療法人に移行した場合においても、出資者への理解を得ることが重要とのヒアリング結果となっている。出資者から出資持分放棄について同意を得ることが重要であるが、そのためには医療法、税法をはじめとする制度や医療法人の今後の体制を説明し理解してもらう必要がある。説明と理解には相当時間を要するため、その作業中に相続が発生することも十分想定される。

持分なし医療法人への移行を検討している場合、相続税の納税を一定期間猶予し、当該期間内に持分なし医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する制度の創設の要望があった。

### (3) 特定医療法人の同族割合に関する解釈の見直し

特定医療法人は租税特別措置法施行令第39条の25第2号で、理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（役員等）のうち親族等の割合が1/3以下であることが求められている。ここでいう「その他これらの者に準ずるもの」の中に社員が含まれていると解釈されており、社員についても親族等の割合を1/3以下にするよう指導されている。

しかし一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等においては、役員等の範囲は理事、監事、会計監査人（評議員）とされており、社員は含まれていない。

租税特別措置法施行令第39条の25第2号でいう「その他これらの者に準ずるもの」とは、使用人兼務役員のことをいうのであって、社員は含まれないと解釈するべきであり、役員等には社員が含まれないことを明確にしてほしいとの要望があった。

なお特定医療法人の要件で40床以上の病院又は15床以上の救急指定医療機関という定めがあるが、医療法で医療提供施設とされている介護老人保健施設に関する定めがない。介護老人保健施設を開設している医療法人にも特定医療法人の門戸を開くべきとの要望があった。

#### （４）社会医療法人の認定取消時における法人税等課税の緩和措置

社会医療法人の認定が取り消された場合、収益事業以外の所得金額の累積額に対して法人税等が課税されることになっている。社会医療法人が救急医療等確保事業を維持・拡大するためには相応の投資等が必要となり、法人税等に相当する金額を内部留保できるわけではない。そのため認定取消時に多額の法人税等が課税された場合、資金的に立ち行かなくなり倒産に至る可能性が高い。社会医療法人へのヒアリングにおいても、認定取消時の法人税等の納税が倒産を招き地域医療に多大な影響を与えかねないことを危惧する意見もあった。

また社会医療法人へのヒアリングにおいて、社会医療法人への移行を促進するとともに救急医療等確保事業を維持・拡大することにより地域医療の充実を図るための方策として、以下の要望がなされた。

- ・ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上という要件の緩和
- ・ 相続財産を寄附した場合の相続税の非課税措置
- ・ 特定公益増進法人として位置付けをし（寄附者に係る所得税・法人税の優遇措置）、また受けた寄附金収入も益金不算入とする措置
- ・ 救急医療等確保事業以外の病院、診療所、介護老人保健施設の固定資産に係る固定資産税、不動産取得税の非課税措置

#### （５）税務上の不安定の排除

持分あり医療法人から社会医療法人に移行する場合や、贈与税課税なしに持分あり医療法人から持分なし医療法人に移行する場合には、過去 3 年間法令違反や帳簿書類等に仮装隠蔽の事実のないことが要件とされている。

社会医療法人の認定や持分なし医療法人への移行手続きが完了したあとにおいても、仮装隠蔽等の指摘がなされる可能性がある。この場合医療法人に贈与税が課税されることになってしまうため、医療法人は贈与税課税のリスクを抱えたままの状態に置かれることになる。

社会医療法人や持分なし医療法人に移行する際には、その時点で課税関係が明確化される取り扱いとしてほしいとの要望があった。

このほかにも、医療法人制度は厚生労働省が所管し、税制に関しては財務省が所管しており、両制度間の相違もあるため、整合性を望む意見があった。

また出資持分を放棄したにもかかわらず、連帯保証人を求められるのは納得がいかないという意見もあった。

このようにヒアリングの過程で数多くの要望等が出された。これらの要望等は、巻末の資料に掲載した（資料編 p. 79 - 82 を参照）。